

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例

スキージャンプ場条例（昭和60年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）		
区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合	区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合
児童及び生徒	1 人 1 日までごとに830円	1 時間までごとに1, 680円	児童及び生徒	1 人 1 日までごとに850円	1 時間までごとに1, 720円
学生及び一般	1 人 1 日までごとに1, 330円	1 時間までごとに2, 660円	学生及び一般	1 人 1 日までごとに1, 360円	1 時間までごとに2, 720円
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。